

遺言制度に関する見直し

第1 自筆証書遺言の方式緩和

- ① 自筆証書によって遺言をする場合であっても、遺贈等の対象となる財産を特定するために必要な事項については、自書することを要しないものとする（注）。
- ② ①の事項に関する記載が遺言者の自書によらないものであるときは、遺言者が、その事項が記載された全ての頁に署名し、印を押さなければならないものとする。

（注）加除訂正をする場合には、当該加除訂正部分の自書を要求する点を含め、現行の加除訂正の方式によるものとする。

（補足説明）

自筆証書遺言における全文自書の緩和方策について、パブリックコメントでは、偽造及び変造のリスクを懸念して中間試案に反対する意見も相当数あったものの、財産目録の自書は相当に煩雑であり、これを緩和することにより遺言者の負担を軽減することができ、遺言の作成促進にもつながるなどとして、中間試案に賛成する意見が多数を占めた。第14回部会においても、中間試案の考え方を基本として、更に検討を進めることとされたところである。

これを踏まえ、本部会資料においても、中間試案と同様の規律としている（表現等を一部修正した）。以下の検討は、パブリックコメントにおいて指摘された問題点等に関するものであるが、これらの点についてどのように考えるか。

1 遺言書本文と財産目録との一体性について

(1) 契印の要否について

パブリックコメントにおいては、遺言書本文と財産目録との一体性を確保することが必要であるとの指摘がされた。また、遺言書本文と財産目録との一体性を確保し、偽造等を防止するとの観点から、本文及び財産目録を一通の遺言書として編てつし、全ての頁に契印をすることを要求すべきであるとの意見も寄せられたところである。

確かに、実務上、遺言書が複数頁にわたる場合には、これらを編てつした上、各頁に契印をする取扱いが広く行われているものと考えられる。

もっとも、契印の方法以外にも、例えば、封筒に入れて封印する方法等によ

って遺言書の一体性を確保することは可能であり、実際上も、作成した自筆証書遺言を封筒に入れるなどして保管するケースが相当数あるものと思われる。

また、現行法は自筆証書遺言について契印を要求していないため（注）、新たに契印を要求することとした場合には、かえって混乱を招くおそれもある。

以上を踏まえ、本部会資料では、中間試案と同様に、各頁の契印を要求することとはしていない。

（注）これに対し、公正証書遺言については毎葉の契印が法律上要求されている（公証人法第39条）。

（2）一部の頁のみについて署名又は押印を欠く場合の遺言書の効力

パブリックコメントでは、一部の頁のみについて署名又は押印を欠く場合の遺言書の効力についても検討すべきであるとの意見が寄せられたが、これについては、例えば、複数頁の財産目録のうち一部の頁のみについて署名又は押印が欠けている場合には、基本的には当該頁のみが方式違背により無効となるものと考えられる（例えば、当該頁に記載された財産を遺贈等の目的財産としている場合には、その遺贈は効力を有しないことになるものと考えられる）。もっとも、当該頁の記載を欠くことにより遺言の内容が成立しなくなるといった例外的な場合（例えば、財産の特定に関する記載が当該頁のみにあるため、その頁がなければ遺贈等の対象財産を全く特定することができない場合など）には、遺言書全体が無効となる場合もあり得るものと考えられる。

いずれにしても、この点については、遺言書の記載の趣旨を踏まえ、個別に判断することにならざるを得ないものと考えられる。

2 同一の印の押捺を要求することの適否について

中間試案においては、「（注3）」として、「②に基づき押印をする際には、全て同一の印を押捺しなければならないものとするとも考えられる。」と記載していた。

この点について、パブリックコメントでは、偽造等を防止するために必要であるとする意見と、形式不備による無効の危険が増すことを考慮し、これを不要とする意見とに分かれたところである。

仮に財産目録について同一の印の押捺を要求するものとした場合には、後日の偽造等の防止について一定の効果を有すると考えられるが、他方で、財産目録に押捺した印鑑を後で紛失した場合には、その後に追加した財産目録に別の印を押捺しても当該追加部分が無効となってしまうなど、方式としてやや厳格に過ぎるようにも思われる。

以上を踏まえ、本部会資料においては、同一の印の押捺を要求することとはし

ていない。

3 財産目録として登記事項証明書等を添付することの可否

パブリックコメントにおいては、本方策を講ずる場合には、遺言書本文に添付する財産目録として、不動産につき登記事項証明書等、預貯金につき通帳の写しをそれぞれ用いる（+これらに署名押印する）ことを認めるべきであるとする意見が複数寄せられた。

中間試案の考え方は、財産目録につき特定の方式を規定することは想定しておらず、財産目録として他の資料を添付する場合であっても、これによって財産の特定が可能であれば、その要件を満たすとするものであったが、このようなものであっても、遺言書本文において遺言者の自書により財産目録との関係を記載し、財産目録に遺言者本人の署名及び押印を要求することとすれば、当該資料の添付が遺言者の意思に基づくものであることを担保することができると考えられ、その点に関しては、財産目録をパソコン等で作成した場合と質的な差異はないと考えられる。また、財産目録について自書でなくてもよいものとする限りは、財産目録につき特定の方式を規定するとかえって混乱を招き、相当でないように思われる。

そのため、本部会資料においても、この点については、中間試案と同様の考え方を採用している。

4 遺言保管制度との連動性について

パブリックコメントにおいては、財産目録を自書以外の方法で記載した場合には遺言保管制度を利用することを義務づけるべきであるとの意見も複数寄せられたところである。確かに、このような義務づけをした場合には、保管申出の際に遺言者の意思を確認することができ、遺言書の真正を事実上担保することができるほか、全文自書の緩和が遺言保管制度特有のメリットともなるといえることができる。

もともと、このような義務づけをした場合には、本方策による利便性を享受することができる範囲が大きく減殺されてしまう上、遺言保管制度を利用することが事実上困難な者にとって不都合を生ずることとなるなど、相当性を欠くように思われる。

そのため、本部会資料においても、遺言保管制度との連動性を持たせることはしていない。

5 加除訂正方式の緩和方策について

中間試案においては、全文自書の緩和方策に加えて、加除訂正方式を緩和する方策（「変更箇所に「署名及び押印」が必要とされている点を改め、署名のみで足

りるものとする。』)についても提案していた。

もっとも、パブリックコメントにおいては、これに賛成する意見が出された一方で、押印を不要とすると、偽造・変造のリスクが高まる、自筆証書遺言の作成に当たっては加除訂正の場合も含めて署名及び押印の双方を要求するものとした方が分かりやすいなどとして反対する意見もあり、賛否が分かれたところである。

また、前記のとおり、自筆証書遺言の方式緩和(①)については、偽造及び変造のリスクを懸念する意見が寄せられたところ、加除訂正方式まで緩和すると、その懸念はより大きくなるものと考えられる。

そのため、本部会資料では、加除訂正方式を緩和する方策に関する記載は削除することとしている。

第2 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し

1 権利の承継に関する規律

- ① 相続人が相続分の指定又は遺産分割方法の指定により相続財産に属する財産を取得した場合であっても、その相続人(以下「受益相続人」という。)は、その法定相続分を超える部分の取得については、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えなければ、第三者に対抗することができないものとする。
- ② ①の相続財産に属する財産が債権である場合には、債務者その他の第三者に対する対抗要件は、次に掲げる場合に具備されるものとする。
 - ア 受益相続人又は遺言執行者がその資格及び遺言の内容を明らかにする書面を示して債務者に通知をした場合
 - イ 債務者が受益相続人又は遺言執行者に対して承諾をした場合
- ③ ②の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなれば、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

2 義務の承継に関する規律

- ① 相続債務の中に可分債務が含まれる場合には、各相続人は、その法定相続分に応じてその可分債務を承継するものとする。
- ② 相続分の指定により、相続財産に属する財産の承継割合が定められた場合には、相続債務に関する各相続人の負担部分は、その承継割合によるものとする。
- ③ ①にかかわらず、債権者が②の承継割合に応じて相続債務を承継することを承諾したときは、各相続人は、その割合によって相続債務を承継するものとする。

- ④ 債権者が相続人の一人に対して③の承諾をしたときは、すべての相続人に対してその効力を生ずるものとする。

3 遺贈の担保責任

- ① 遺言者が相続財産に属する物又は権利を遺贈の目的とした場合には、遺贈義務者は、相続が開始した時（その後に遺贈の目的である物又は権利を特定すべき場合にあっては、その特定の時）の状態で、その物若しくは権利を引き渡し、又は移転する義務を負うものとする。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従うものとする。
- ② 民法第998条を削除するものとする。

(補足説明)

1 権利の承継に関する規律

- (1) 法定相続分を超える財産の取得について、対抗要件を要することについて（「1・①」）

ア 相続を原因とする財産の取得について

相続分の指定や遺産分割方法の指定がされた場合にも、法定相続分を超える部分の取得を第三者に対抗するためには、対抗要件を備えなければならないことについては、パブリックコメントでも大方の理解が得られたが、他方で、現行の判例の考え方は、相続分の指定や遺産分割方法の指定は相続を原因とする包括承継であることから、民法第177条の適用対象外としているのに対し、遺贈は意思表示による物権変動であって特定承継であることから、同条の適用対象としているのであり、一貫性があるとして、この点の見直しに反対する意見も寄せられたところである。

そこで、以下では、相続分の指定や遺産分割方法の指定がされた場合に対抗要件主義を採用することの理論的な相当性について再度検討する。

まず、民法は、第176条で物権変動は当事者の意思表示のみによって生ずることとしつつ、当事者の意思表示の存否は第三者には分からない場合が多いこと等を考慮し、取引の安全を図るなどの見地から、その旨の公示がなければ第三者に対抗することができないとする対抗要件主義（第177条及び第178条）を採用したものである。

他方、包括承継である相続の中においても、法定相続分による承継については、相続開始の事実や被相続人との身分関係によって客観的に定まるものであって（これらの事実については戸籍等によっても確認することが可能である。）、その限度では意思表示が介在する余地はないから、これについては、

相続人以外の第三者に対しても対抗要件なくしてこれを対抗することができるようにすることは合理性があるものと考えられる。

これに対し、相続分の指定や遺産分割方法の指定は、その法的性質は包括承継ではあるものの、実質的には、被相続人の意思表示によって法定の承継割合（法定相続分）を変更するという意味合いを有しており、その意味では、「法定相続分の割合に従った包括承継」と「意思表示による特定承継」の中間類型と位置付けることも可能であるように思われる。

そうであるとすれば、立法論としては、対抗要件主義の適用範囲をできる限り広く認めることにより取引の安全等を図る観点から、包括承継である相続による権利変動のうち対抗要件主義の適用対象外とするのは、相続開始の事実や被相続人との身分関係によって客観的に定まる法定相続分の割合に従ったものに限定し、包括承継の性質を有するものであっても、意思表示が介在し、被相続人による処分性が認められるものについては対抗要件主義の適用対象とすることにも十分な合理性があるものと考えられる（注）。

また、中間試案では、相続財産に属する財産が債権である場合についても、民法第467条の対抗要件を備えなければ、法定相続分を超える部分の取得を債務者その他の第三者に対抗することができないこととしていたが、この点についても、不動産の場合とほぼ同旨の説明をすることが可能であると考えられる。

このため、本部会資料においても、中間試案の考え方を維持することとしている。

（注）現在の判例は、民法第177条等の立法趣旨に照らし、物権相互間で優劣を相争う関係にある者が「第三者」に当たるものと解しており、「第三者」の範囲について限定解釈をしていることから、このような解釈（制限説）との整合性についても検討する必要がある。

しかし、この点については、仮に、中間試案の規律を採用した場合には、被相続人が遺言によって相続人の1人について法定相続分を超える相続分の指定や遺産分割方法の指定をした場合にも、他の相続人は、第三者との関係では、その法定相続分に相当する部分についてはなお処分権限を有するとの説明をすることが可能であると考えられる。すなわち、現行法の下でも、同一の物権を二重に譲渡することが可能であることに関する理論的根拠については諸説あるが、代表的な見解である二段階物権変動説（第176条は、当事者間において物権が相対的に移転することを定めるものであり、第177条は物権の絶対的な移転の要件を定めるものであるとする考え方）や不完全物権変動説（第一譲渡について対抗要件が具備されていない段階では、第一

譲渡における物権変動は不完全なものであり、その譲渡人にはさらに第三者への譲渡をする権限が残っていると考える(のいずれにおいても、物権を有していた者は、その物権について譲渡をした後も、その譲受人が対抗要件を備えるまでの間はなおその物権について処分権限を有していることを前提とする点では共通し、これを根拠として二重譲渡が可能であることの説明がされているが、包括承継の場合について本規律のような規定が設けられた場合にも、これと同様の説明をすることが可能であると考えられる。なお、前記両説に対しては、二重譲渡が可能であることは第177条の規定それ自体から明らかであり、それ以上の理論構成に腐心する必要はないとの指摘もされている。

イ 本規律の適用範囲について

中間試案では、本規律に遺贈を含めることとしていたが、前記アのとおり、本規律は、包括承継であるが故に民法第177条、第178条及び第467条の適用対象外となる場合についても、権利変動の過程に意思表示が介在する場合には、民法第177条等と同様の規律(対抗要件主義)を適用することに存在意義があるものと考えられる。そうすると、本規律については、相続を原因とする権利変動のうち、意思表示が介在するものについて民法第177条等の特則を設けるものという位置づけをするのが最も適切であるように思われ、遺贈のように特定承継であることが明らかなものについては、現行法と同様、民法第177条等の適用範囲に含めるのが相当であると考えられる。

そこで、本部会資料では、遺贈は本規律の対象から除外することとしている。

次に、本規律についてこのような位置づけをすることを前提とした場合には、遺産分割の場合を本規律の対象とするかどうかの問題となる。現行法の下でも、遺産分割については、判例上、民法第177条等の適用があるとされているが、この点については、遺産分割の遡及効(民法第909条本文)との関係で理論的な説明が困難であるとの指摘もされているところであり、相続に関する規律を別途設けることとするのであれば、遺産分割についても、新たな規律の対象に含める方がより適切であるように思われる。

仮に、このような考え方をとるのであれば、相続の効力に関する新たな規律として、中間試案の第2・2⑥から⑧までの規律も取り込む形で規律を設けることとなると考えられる(注)。

(注) このような考え方をとった場合には、中間試案における第1から第5までの分類自体を見直し、「相続の効力に関する見直し」という項目を設け、遺言に関する部分

を含め、対抗要件に関する規律はこの中に置くこととすること等が考えられる。

(2) 受益相続人等による単独での対抗要件具備を可能とする方策について

ア 相続財産に属する財産が債権である場合（「1・②及び③」）

相続等により債権を取得した場合にも法定相続分を超える部分については対抗要件主義を適用するという中間試案の考え方については、パブリックコメントでも大方の理解は得られたものの、その通知の方法については、受益相続人による簡易な通知の方法を認めるべきか否かにつき賛否が分かれた。

中間試案では、遺言執行者がいない場合については、相続人全員による通知を要求していたが、パブリックコメントでは、迅速な対抗要件具備の必要性等を考慮して、受益相続人等による単独での対抗要件具備を可能とする方策を検討すべきであるとの指摘がされた。そこで、以下では、この点について検討する。

まず、債権譲渡において譲渡人（対抗要件具備をさせる義務を負う者。以下では、対抗要件具備をさせる義務を負う者を「義務者」という。）から債務者への通知が債務者対抗要件とされているのは、詐称譲受人からの通知によって真の債権者又は債務者が不利益を受けるのを防ぐ趣旨であり、債務者にとっても、債権を譲渡した者（債権譲渡によって不利益を受ける者）による通知の方が一般に信用することができること等を考慮したものであるといわれている。また、譲渡人による通知を要求することとしても、譲渡人は自らの意思で債権の譲渡をしたのであるからその履行を期待することができ、また、譲受人としても、同時履行の抗弁権を行使すること等により、義務の履行を促すことが可能であるから、その意味では、比較的迅速に対抗要件を具備することが可能な制度になっているものと考えられる。

しかしながら、遺言によって債権を承継する場合には、義務者は、相続人全員か遺言執行者ということになる。このうち、遺言の中で遺言執行者が指定されている場合には、比較的迅速な対抗要件の具備を期待することができるものと考えられる。これに対し、義務者が相続人全員となる場合には、義務者が複数人となる場合も多く、そのうちに1人でも通知をしない者がいると対抗要件を具備することができないこととなる上、義務者となる相続人は自ら遺言をしたわけではなく、また、遺言の内容に不満を抱く場合もあり得ること等に鑑みると、その迅速な履行を期待することが困難な場合も多いと考えられる。また、受益相続人にとっても、遺言による権利取得の場合には、その履行を促す法的手段に欠ける場合が多いと考えられる。そうすると、受益相続人としては、債務者対抗要件を具備して権利行使をするためには、通

知をしない相続人を相手方として訴訟を提起するか、家庭裁判所に遺言執行者の選任を申し立てるかするほかはないこととなり、迅速な権利行使が妨げられ、これにより不利益を受けるおそれがある。とりわけ、「2・(1)」のように、相続による包括承継においても、法定相続分を超える部分については対抗要件主義を採用することとする場合には、その必要性がより高まるものと考えられる。

他方、遺言については厳格な方式が法定されていることや、単独での通知が可能なのは相続人に限られること等に照らすと、受益相続人による単独での対抗要件具備を認める場合にも、債務者に対し、相続人であることや遺言の内容を明らかにする書面の提示を要求することとすれば、詐称債権者から通知がされるおそれは一定程度低減するものと考えられる（注1）。

本部会資料では、これらの点を考慮して、受益相続人が相続財産に属する債権を取得した場合について、受益相続人による単独での対抗要件具備を認めることとしている。このような規律は、不動産登記法において、相続の場合には単独での登記申請が認められていること（同法第63条第2項）とも整合性を有するものと考えられる。

なお、遺言によって権利を取得した者による単独での対抗要件具備を可能とする方策を講ずる必要性及び許容性については、遺贈の場合についても同様に当てはまるものが多いと考えられる（もっとも、遺贈については、受遺者は相続人に限られず、不動産登記法においても登記権利者による単独での登記申請は認められていない。）。そうであるとすれば、前記(1)で検討したとおり、「①」の規律の対象からは遺贈を除外するとしても、債権の移転に関する対抗要件制度については、遺贈についても「②」と同様の規律を適用することも考えられるところである（注2）。

これらの点についてどのように考えるか。

(注1) この点に関する懸念をより払拭しようとするれば、提示の対象となる遺言に関する要件を限定し、例えば、公証人の関与の下で作成される公正証書遺言のほか、自筆証書遺言については、開封されていない状態で検認がされ、又は遺言保管制度によって保管されていた遺言に限ることとするなどの措置を講ずることが考えられる。また、詐称譲受人から虚偽の通知がされることをできる限り防止する観点から、受益相続人が単独での通知をする場合には、事前に他の相続人にその旨を通知することを要すること等も考えられる。

(注2) 仮に、遺贈についてこのような措置を講ずる場合には、遺贈により受遺者が不動産を取得した場合についても、その旨の登記につき単独申請を認めることの可否に

つき検討を要することになるものと考えられる。

イ 相続財産に属する財産が不動産である場合

相続財産に属する財産が不動産である場合については、現行法上も、不動産登記法第63条第2項において、登記権利者による単独での登記申請が認められている。

これに対し、遺言執行者については、判例上、当該不動産が被相続人名義である限りは、受益相続人が単独で対抗要件を具備することができることから、遺言執行者は対抗要件を具備させるべき権利も義務も有しない（厳密には、遺言執行者は対抗要件を具備させる権限を有するが、当該不動産が被相続人名義である場合には、その職務が顕在化しない）こととされているが、この点を見直し、受益相続人の権限と遺言執行者の権限が競合することを認めることも考えられる。もっとも、遺言執行者は、あくまでも遺言者さらにはその承継人である相続人に代わって遺言の執行を行うものであって、受益相続人の代理人としてこれを行う法的地位にはないと考えられることからすると、この場合に、遺言執行者が相続人（遺言者の承継人）の代理人として単独で登記申請をすることを認めることとすると、実質的には、登記義務者の単独申請を認めるのと変わらないことになり、不動産登記法の基本的な考え方に抵触することになるのではないかという疑問が生ずる。

そこで、この点について検討すると、そもそも、不動産の権利の移転の場合には、債権譲渡の場合とは異なり、原則として登記義務者の申請だけでは足りず、登記権利者との共同申請を要するとされているのは、登記の真正を担保することのほか、不動産の所有者については固定資産税の納税義務を負うなど、一定の義務が発生するため、虚偽の申請によって登記名義人とされた者が不利益を受けるおそれがあること等を考慮したものと考えられる。

もっとも、現行法も、登記権利者の意思に反して登記がされること自体を否定するものではなく、真に権利移転がされた場合には、解釈上旧所有者から新所有者に対する登記引取請求が認められているなど（注）、確定判決に基づくときは、新所有者の意思に反するときでも所有権移転登記をすることは可能である（不動産登記法第63条第1項）。

そして、相続という包括承継によって不動産を取得する場合には、相続開始の事実及び被相続人との身分関係は、戸籍等により確認することが可能であり、また、仮に遺言執行者に単独での登記申請を認めることとする場合にも、法定の方式により作成された遺言書の添付を要求することが可能であること、遺言執行者は遺言の内容を実現することを職務とするものであって、

自らが登記名義人となっているわけではなく、単独での登記申請を認めたとしてもこれによって納税義務などの負担を免れるという関係にはないこと、さらには、相続の場合には、相続人は、熟慮期間内に相続の放棄をすれば、遡及的に相続人でなかったことになり、その効力は第三者にも対抗することができること等を考慮すると、不実の登記申請がされ、これによって受益相続人が不利益を受けるおそれは一般的に低いものといえる。

また、「第2・1」のように、相続による包括承継においても、法定相続分を超える部分については対抗要件主義を採用し、「第4・2・(2)」のように対抗要件の具備を遺言執行者の権限として明記することとする以上、登記が被相続人名義であり、受益相続人が単独で登記申請することが可能である場合であっても、遺言の執行に必要な行為に含まれるとして、これを遺言執行者の権限に含めることとするのがむしろ自然であるように思われる。

これらの点を考慮すれば、相続財産に属する財産が不動産である場合には、受益相続人による単独での登記申請を認めるだけでなく、遺言執行者が相続人（遺言者の承継人）の代理人として単独で登記申請をすることを認めることも考えられるように思われる。

これらの点についてどのように考えるか。

(注) このほか、判例上も、例えば、相続させる旨の遺言によってAに不動産を取得させることとされた場合に、他の相続人であるBがCにその不動産を譲渡してその旨の不実の登記がされているときは、遺言執行者は、その抹消登記手続をすることができ、また、真正な登記名義の回復を原因とするAへの所有権移転登記請求をすることができることとされており（最判平成11年12月16日民集53巻9号1989頁）、現行法上も、例外的な場合に限られるものの、義務者側の申請によって所有権移転登記がされることはあり得る。

(3) 債務者の承諾の相手方について

中間試案では、受益相続人に対する承諾のみを挙げていたが、債権譲渡における承諾は譲渡人と譲受人のいずれに対するものであってもよいとされていること等を踏まえ、本部会資料では、承諾の相手方を「受益相続人又は遺言執行者」としている。

2 義務の承継に関する規律（「2」）

(1) ②の規律の対象となる相続債務について

①の規律は、相続債権者との関係を定めるものであるから、相続債務の承継割合が法定相続分によることとなるのは、相続債務が可分債務である場合に限られるものと考えられるが、②の規律は相続人間の内部的な負担割合を定める

ものであり、これについては、相続債務が不可分債務等である場合についても同様に問題となるため、本部会資料では、②の規律の対象を可分債務に限定することとはせず、これを相続債務全般に広げることとしている。

(2) 相続人の負担割合に関する遺言の効力について

相続債務の承継については、本来、その性質上被相続人には処分権限はなく、被相続人が自由にその内容を定めることができる性質のものではないものと考えられるが、相続分の指定や包括遺贈により、相続財産に属する財産についてその承継割合が定められたときは、各相続人の債務の負担割合についてもこれと同様の割合によることとするのが相続人間の公平に資すると考えられることから、「2」のような規律を設けることが正当化されるものと考えられる。

そうであるとすれば、この点については、原則として、被相続人が遺言においてそれ以外の定めをしてもその効力を認めるのは相当でないと考えられる。

もっとも、相続人は、債権者との関係では、原則として法定相続分の割合によって相続債務を承継するのであるから、相続人間の求償関係を生じさせないようにするために、遺言において、相続人間内部の負担割合についても法定相続分の割合による旨を定めることについては、例外的にこれを認めることとするとも考えられるように思われる。このような考え方(以下「別案」という。)をとる場合には、これによって相続人の遺留分が侵害される場合が生じ得ることになるが、その場合には、積極財産に関する遺言が遺留分を侵害するものとして、これについて減殺請求を認めれば足りるものと考えられる(注1, 2)。

他方、これとは異なり、相続債務の負担割合について被相続人に処分権限を認める必要はないとして、別案のような規律は設けないとするとも考えられる。

この点についてどのように考えるか。

(注1) 例えば、相続人がX, Yの2名(法定相続分は各1/2)で、被相続人がXに積極財産の3/4, Yに1/4を相続させる旨の遺言(相続分の指定)をし、また、相続開始時には積極財産が4000万円、消極財産(債権者Gに対する債務)が2000万円あったものとする。

この場合、「①」の規律により、X, YがGに対して負う債務の額は各1000万円ということになるが、相続人間の対内的な負担割合は、「②」の規律により、Xが1500万円、Yが500万円ということになる。そして、GがYに対して1000万円請求をし、その支払をした場合には、YはXに対して500万円の求償権を取得することになる。

このように、対内的な負担割合と対外的な負担割合が異なる場合は、一定の求償関係

が生じる可能性があることから、そのような求償関係を生じさせないよう、「②」の規律の例外として、「被相続人は、遺言で、相続人間の負担割合を法定相続分とする旨を定めることができる」とすることが考えられる。このような考え方（別案）を採用した場合には、対外的な負担割合と対内的な負担割合が一致し（X、YがGに対して各1000万円の債務を負う。）、求償関係は生じないこととなる。ところで、積極財産については、遺言により、Xが3000万円、Yが1000万円取得することになるが、債務の負担額は各1000万円なので、以下の計算式のとおり、被相続人の遺言はYの遺留分を侵害することになり、Yは、Xに対し、遺留分減殺請求（500万円分）することができる。

（計算式）

遺留分算定の基礎となる財産の額＝4000万－2000万＝2000万

Yの遺留分額＝2000万×1/2×1/2－1000万＋1000万＝500万

→ 最終的な取得額 X 3000万－1000万（債務）－500万（遺留分）
＝1500万円

Y 1000万－1000万（債務）＋500万（遺留分）
＝500万円

（注2）前記（注1）のとおり、別案を採用した場合には、相続人間の求償関係は生じないものの、遺留分減殺請求による処理が必要となるため、この点のメリットがどこまであるのか慎重な検討が必要になる。

また、「③」の規律と別案の規律の適用関係についても、別途検討をする必要がある。すなわち、別案に基づき対内的な負担割合について法定相続分によるとの定めがされた場合には、債権者の承諾があったとしても、対外的な負担割合は変更されないと考えるのか（別案優先説）、それとも、債権者の承諾がされた場合には、対外的な負担割合も、対内的な負担割合も変更されると考えるのか（③優先説）、考え方が分かれるように思われる。なお、求償関係を生じさせないために別案を設けることとするという点を重視すれば、債権者の承諾があれば求償関係は生じなくなるのであるから、③優先説に傾くことになるが、③優先説には、債権者の承諾という事実によって遺留分侵害額が変動するという問題点があるように思われる。

3 遺贈の担保責任について（「3」）

「3」については、第14回部会において、中間試案の考え方を要綱案に盛り込む方向で検討を進めることとされたところであり、本部会資料においても、この点に関する変更点はない。

第3 自筆証書遺言の保管制度の創設

- ① 自筆証書遺言（以下「遺言書」という。）を作成した者が法務局に遺言書の原本の保管（以下「遺言保管」という。）を委ねることができる制度を創設するものとする。
- ② 遺言保管は、遺言者本人以外の者は申請することができないものとする。
- ③ 遺言保管の手続をした遺言者は、法務局に対し、①に基づき保管されている遺言書の原本の閲覧及びその写しの交付を求めることができるものとする。
- ④ 遺言保管の手続をした遺言者は、法務局に対し、①に基づき保管されている遺言書の原本の返還を求めることができるものとする。
- ⑤ 相続人、受遺者及び遺言執行者（以下「相続人等」という。）は、相続開始後に、法務局に対し、①に基づく保管の有無を照会することができるものとする。
- ⑥ 相続人等は、相続の開始後に、③の法務局に対し、①に基づき保管されている遺言書の原本の閲覧及びその遺言書の正本の交付を求めることができるものとする。ただし、相続人等は、法務局に対し、遺言書の原本の交付を求めるとはできないものとする。
- ⑦ ①に基づき保管された遺言書については、民法第1004条第1項の規定は適用しないものとする。
- ⑧ 法務局は、相続人等から⑤の申出がされた場合には、その申出をした者以外の相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならないものとする。

（注）遺言書の原本を保管する際、法務局において遺言書の内容を画像データにしたものを別個に保管するものとし、仮に封緘された遺言書の保管申出がされた場合には、画像データ作成のため、遺言者本人の了解を得てこれを開封することを想定している。また、④に基づき法務局が遺言者に遺言書の原本を返還する場合には、前記画像データを消去することを想定している。

（補足説明）

自筆証書遺言の保管制度の創設について、パブリックコメントでは、遺言書の紛失や隠匿の防止につながり、遺言書の有無の検索を可能とすることにより相続人の利便性も向上するなどとして賛成する意見が多数を占めたが、他方で、システム構築等のコストとの関係で費用対効果に疑問があるとの意見や、紛争防止効果にも限界があり、制度の必要性に疑問があるなどとして反対する意見も相当数あった。また、賛否の意見を留保した上で、保管機関の選定や運用面の様々な論点についての更なる検討を求める意見も出された。

第14回部会においては、今後の方針として、自筆証書遺言の保管機関を具体的に選定するとともに、パブリックコメントで指摘された運用上の問題点を中心に、制度の具体化に向けて引き続き検討した上で、最終的に保管制度の創設の是非について判断するのが相当とされたところである。

以上を踏まえ、本部会資料においては、自筆証書遺言の保管制度をできる限り具体化する方向で検討を加えた。

1 自筆証書遺言の保管機関 (①)

パブリックコメントにおいては、自筆証書遺言の保管業務を行う公的機関について、全国に相当数存在し、利便性がある一方で、市区町村役場ほど国民が頻繁に訪問する機関でもないため遺言者のプライバシー保護も確保できるなどとして、法務局が相当であるとの意見が最も多かったところである。

遺言書という極めて重要な個人情報を含む文書を保管する機関には高度の信頼性が要求される場所、公的機関において保管事務を行うとすれば、国の機関である法務局がこれを行うことが適切であるものと考えられる。他方、本制度を実施するとすれば、今後、保管手続の在り方等についての詳細な検討を要するだけでなく、法務局における物的・人的リソースの拡充も必要となる場所である。

これらの点を踏まえ、自筆証書遺言の保管機関を法務局とすることについて、どのように考えるか。

2 遺言保管の申出 (②)

法務局に対する遺言保管の申出資格については、偽造等の防止の観点から、中間試案と同様に、遺言者本人に限ることとしており、法務局において本人確認を行うことを想定している(注)。

なお、民法上、遺言能力は15歳以上の者に認められており、制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人)であっても単独で遺言をすることができる(民法第961条、第962条)が、未成年者であっても、遺言能力が認められる場合には、遺言者本人が単独で遺言保管の申出をすることができるものとするを想定している。

(注) 保管申出のほか、遺言書の写しの交付請求(③)等についても同様とすることが考えられる。

3 遺言書の方式の審査

パブリックコメントにおいては、公的機関が自筆証書遺言を受領して保管することにより利用者が遺言書の有効性が確認されたものと誤解するおそれがあることを指摘する意見が相当数あり、その対応策として、公的機関で保管手続を行う際に遺言書の形式的要件(日付、押印等)をチェックし、無効であることが明ら

かなものについては保管を拒絶すべきであるとの意見が寄せられたところである。

確かに、遺言者から保管申出がされた遺言書が方式違背により無効であることが明らかな場合には、これを保管する必要性は認められないのであるから、むしろ遺言者に方式違背を伝えてその補正を促す方が遺言者の利益になるものと考えられる。また、自筆証書遺言の方式として民法第968条に定められたもののうち、①日付及び氏名の自書並びに②押印（注1）については、方式違背の有無を確認することが比較的容易であるものと考えられる。

そこで、法務局の担当官において、保管申出に係る遺言書について前記①及び②の方式違背の有無を審査し、不備がある場合には遺言者に対して補正を促した上で、補正がされないときは保管申出を却下すべきものとするのが考えられる。さらに、③遺言書に加除訂正がある場合には、その方式についても同様に審査することが考えられる（注2）。

他方、あえてこのような審査権限を設けなくとも、例えば、保管申出がされた遺言書に日付や署名の記載がないことが明らかである場合には、保管申請を受けた法務局の担当官において事実上その旨を指摘するという取扱いをすることはできるものと考えられる。

この点についてどのように考えるか。

（注1）全文自書の緩和方策（前記第1）を講ずるものとした場合には、財産の特定に必要な事項が自書以外の方法で記載された頁における署名及び押印も含まれることとなる。

（注2）前記①から③までのほか、方式違背が問題となる場面としては、例えば、㉞複数頁にわたる遺言書の一体性、㉟他人の添え手による補助、㊱他人による押印、㊲全文自書を緩和した場合における自書の要否（自書以外の方法で記載した部分が「財産を特定するために必要な事項」に当たるか否か）などが考えられる。もっとも、遺言書の有効性は最終的には裁判によって確定されるべき事柄である上、㉟㊱は法務局において認識し得ない事実であること、㊲㊳は遺言書の内容の解釈等に踏み込まざるを得ず、形式的な判断になじまないことからしても、これらの全てについて法務局で審査することは困難であると思われる。したがって、法務局が遺言書の保管申出を受理するに当たっては、遺言者に対し、審査により遺言書の有効性が担保されるわけではなく、後に遺言書が無効とされる場合もあり得ることを説明し、遺言者の書面による同意を得ておくこと等が考えられる。

4 遺言書の保管方法

本部会資料では、中間試案と同様に、遺言書の保管方法として、法務局において遺言書原本を保管するとともに、遺言書の内容を画像データにしたものを別途保管することを想定しており、仮に遺言書が封緘されていた場合であっても、遺

言者本人の了解を得てこれを開封した上、画像データを作成することを想定している旨を（注）に記載している。これは、大規模災害等による遺言書原本の滅失のおそれを考慮したものであり、万一、大規模災害等により遺言書原本が滅失した場合であっても、法務局において保管している当該遺言書の画像データを利用して遺言書の正本を作成することができるものとするのが考えられる。

この点について、パブリックコメントにおいては、データを保管する場合の情報流出等を懸念する意見や、遺言書の画像データによる保存は利用及び普及の程度により対応すべき将来的な課題とし、まずは封緘された遺言書の保管制度を創設し、その運用を開始するという案を検討すべきであるとの意見も出されたところである。

もっとも、このような考え方を採用した場合には、㊦災害等による滅失のおそれがある、㊧相続開始後に開封するまで中身が分からない（極論すれば、遺言とは全く関係のない文書が在中していることもあり得ることになる）、㊨法務局において遺言書写しの交付を行うことはできなくなる、といったデメリットが生ずることとなる。

この点についてどのように考えるか。

5 遺言書原本の閲覧等

(1) 遺言書原本の閲覧

遺言者本人が自らの作成した遺言書の内容を確認する機会を与えておくことが必要と考えられるため、相続開始前においては、遺言者本人から遺言書原本の閲覧を求めることができるものとしている。なお、プライバシー保護の観点から、相続開始前に遺言書原本を閲覧することができる者については遺言者本人に限定すべきと考えられる。

また、相続人等において相続開始後に遺言書の内容を確認することは不可欠と考えられることから、相続人等が法務局において遺言書原本の閲覧をすることができるものとしている。

(2) 遺言書の正本等の交付

前記(1)と同様、遺言者本人が自らの作成した遺言書の内容を確認し、その控えを残しておく必要があると考えられることから、相続開始前においては、遺言者本人は遺言書写しの交付を受けることができるものとしている。これについては、遺言者本人が遺言書の撤回や書換えの必要性等の判断をすることができるようにするためのものであるから、この写し（証明日付が被相続人の死亡日以前であるもの）に遺言書原本と同様の効力を付与することは想定していない。

これに対し、相続開始後に相続人等が交付を受けるものについては、遺言書原本の返還を認めないことを前提とする以上、遺言書原本と同様の効力を有するもの（正本）とすることが必要であると考えられる。

(3) 遺言書原本の返還

本部会資料では、遺言保管の手続をした遺言者は、遺言書原本の返還を受けることができるものとしている。これは、遺言者において、事後の事情変更等により当該遺言書を撤回するなどの必要が生ずることが想定されることに対応したものである。これについても、遺言者本人のみに認めることを想定している。

これに対し、相続開始後には、相続人等（相続人、受遺者及び遺言執行者）が遺言書原本の返還を求めることはできないものとしている。これは、仮に原本の返還を認めるとすると、複数の相続人による返還請求が競合した場合の対応が困難となる上、特定の相続人が遺言書原本の返還を受けた後にこれを隠匿するなどのおそれもあること等を考慮したものである。したがって、相続人等については遺言書原本の閲覧と写しの交付のみを認め、原本そのものは返還しない（法務局において保管を継続する）こととしているが、その場合には、相続人や遺言執行者が遺言に基づいて登記等を行うことができるように、遺言書の正本を交付する仕組みを設ける必要があるものと考えられる。もっとも、遺言執行者が存在する場合には、これとは異なり、遺言執行者に遺言書原本を返還するものとするとも考えられる。

(4) 遺言書の存否照会

本部会資料では、相続人等が法務局において被相続人作成の遺言が保管されているか否かを照会することができるものとしているが、照会可能な時期については相続開始後に限定している。これは、遺言者のプライバシーを保護する必要がある（遺言の存在を他者に知らせるか否かは遺言者自身の意思に委ねられるべきである）ことと、現行法上、遺言は遺言者の死亡の時からその効力を生ずるもので、かつ、遺言者においていつでも撤回することができる（民法第985条第1項）ため、相続開始前に遺言者以外の者（推定相続人等）にその存否を把握させる必要性は認められないことを理由とするものである。

なお、相続開始後に(4)遺言書の存否照会、(1)遺言書原本の閲覧及び(2)遺言書写しの交付を求めることができる者としては、相続人、受遺者及び遺言執行者を想定しているが、手続の利便性の観点からは、これらの者の代理人に申出資格を認めることも考えられる。

(5) 遺言書存在事実の通知先

本部会資料では、法務局は、相続人等から⑥の申出がされた場合には、その申出をした者以外の相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならないものとしている。これにより、相続人等が遺言書の存在を知る（+(1)(2)により遺言書の内容を知る）機会を確保することを図っている。

6 検認の省略

パブリックコメントにおいては、保管に係る自筆証書遺言についても公正証書遺言と同様に検認を不要とするのが適切であるとの意見があった一方で、検認手続の意義は、家庭裁判所が遺言書の状態等を検証する際に、関係人にも立会いの機会を与えてその状態を確認させることにもあるから、公的機関への保管の一事をもって直ちに検認を不要とすべきではないとの意見等も出され、意見が分かれたところである。

本部会資料で提案している規律では、法務局の担当官において、遺言書の方式を一定程度審査した上で保管することに加え、相続人等からの正本の交付請求等があった場合には、他の相続人等に対しても遺言書の保管事実を通知するものとしており、相続人等が遺言書の存在及び内容を知る機会を確保している。

以上を踏まえ、本部会資料においては、中間試案と同様に、保管に係る遺言書については検認を要しないものとしている。

これに対し、当初は原則どおり検認をすべき（注）ものとした上で、制度の運用がある程度定着した段階で改めて検認の要否を検討するものとするとも考えられる。

この点についてどのように考えるか。

（注）この場合には、裁判所から法務局に対して保管に係る遺言書の送付嘱託をすることができるようにする必要があると考えられる。

7 相続開始後における遺言書保管事実の通知

前記5(5)記載のとおり、本部会資料においては、相続人等から遺言書保管の照会がされた場合には、法務局は、申出人以外の相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならないものとしている。

ところで、現行法上、市区町村長は、死亡届を受理したときは、当該届書に記載された事項を所轄税務署長に通知することとされている（相続税法第58条第1項）。

そこで、中長期的な検討課題として、これに類似した仕組みを整備することにより、遺言保管制度を利用している者の死亡届が市区町村に提出された場合には法務局から相続人等（又は遺言者が保管申出時に指定した者）に対して相続の開

始及び遺言書の存在を通知するものとするのが考えられる。このような仕組みが整備されれば、相続開始後間もないうちに、保管に係る遺言書の存在がほぼ確実に相続人に通知されることとなり、遺言者及び相続人等にとって高い利便性を持つこととなるものと考えられる。

8 遺言書作成事実のみの登録制度等

自筆証書遺言の保管制度が遺言書の紛失等を防止し、遺言書の真正をめぐる紛争をできる限り抑止することを目的としたものであることからすると、本来は前記のように法務局で遺言書の原本を保管することが望ましい。もっとも、遺言者の中には、相続開始時に遺言の存在が相続人等に分かるようにしておきたいが、遺言書自体の保管は望まないという場合（例えば、将来の書換え等を見越して遺言者自身の手元に置いておくケースや、遺言執行者となる弁護士等に預けておくケースなど）もあり得るものと考えられる。また、前記のとおり、情報流出等を懸念して、遺言書の内容を第三者に知られたくないと考える者も相当数いるものと思われる。

そこで、例えば、前記のような遺言書原本を保管する制度の創設に併せて、遺言書自体は法務局に預けずに弁護士等の第三者に保管させることを前提として、遺言書の作成事実とその保管者を登録し、相続開始後に相続人等が遺言書の存否を法務局で照会することができるようにする（+登録がある場合には、その旨を他の相続人等にも通知する）との選択肢を設けることが考えられる。

このような制度であれば、相続開始後に相続人及び遺言執行者において遺言書の存否を確認することができるというメリットは維持しつつ、遺言書の中身を誰にも知られたくないという遺言者のニーズにも応えることができる。また、遺言書そのものを保管しない（このため、遺言書の真正を事実上担保する機能を持たない）のであれば、申出資格を遺言者本人に限定せずとも、代理人（例えば、遺言執行者であり、当該遺言書を保管している弁護士）等による申出も認めるなど、より柔軟な制度とすることができるものと考えられる。

他方で、このような制度を採用した場合には、遺言者から遺言書の寄託を受けた第三者が遺言書を紛失する事態を防止することはできず、その結果、例えば、相続開始後に相続人が法務局に照会して被相続人による遺言作成事実があることは判明したものの、肝心の遺言書が見つからないといった事態が生じ、かえって紛争を招くおそれもある。

これらの点についてどのように考えるか。

第4 遺言執行者の権限の明確化等

1 遺言執行者の一般的な権限等

- ① 遺言執行者は、遺言の内容を実現することを職務とし、遺言の執行の妨害の排除その他の遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を有するものとし、相続人は、遺言執行者がある場合には、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為をすることができないものとする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができないものとする。
- ② 遺言執行者がその権限内においてした行為の効果は相続人に帰属するものとする（注）。
- ③ 遺言執行者が就職を承諾し、又は家庭裁判所に選任されたときは、その遺言執行者は、遅滞なくその旨及び遺言の内容を相続人に通知しなければならないものとする。

（注）現行の民法第1015条は削除した上で、遺言執行者について民法第108条が準用される旨を明らかにするものとする。

2 個別の種類における権限の内容

(1) 特定遺贈がされた場合

- ① 特定遺贈がされた場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者が遺贈の履行をする権限を有するものとする。
- ② ①の規律は、遺言において別段の定めがされている場合には適用しないものとする。

(2) 遺産分割方法の指定がされた場合

- ① 遺言者が遺産分割方法の指定により遺産に属する特定の財産（動産、不動産、債権等）を特定の相続人に取得させる旨の遺言をした場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者は、その相続人（以下「受益相続人」という。）が対抗要件（注）を備えるために必要な行為をする権限を有するものとする。
- ② ①の財産が特定物である場合においても、遺言執行者は、受益相続人に対してその特定物を引き渡す権限を有しないものとする。ただし、その特定物の引渡しが対抗要件となる場合は、①の規律を適用するものとする。
- ③ ①及び②の規律は、遺言において別段の定めがされている場合には適用しないものとする。

（注）特定の財産が債権である場合には、債務者対抗要件を含む。

3 遺言執行者の復任権

遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができるものとする。この場合において、やむを得ない事由があるときは、相続人に対

してその選任及び監督についての責任のみを負うものとする。ただし、遺言において別段の定めがされている場合には適用しないものとする。

(補足説明)

1 遺言執行者の一般的な権限等について

(1) 遺言執行者の権利義務等について

現行法上、遺言執行者は相続人の代理人とみなすこととされているが（民法第1015条）、中間試案では、遺言執行者の法的地位を明確にする観点から、遺言執行者は遺言者の意思を実現することを職務とする者であり、その行為の効果は相続人に帰属すると定めることとし、第1015条を削除するとの考え方を提示し、パブリックコメントにおいても大方の理解が得られたところである。

ところで、現行法の下では、遺言執行者は相続人の代理人とみなされる結果、民法第108条が適用され、不特定物遺贈等においては、目的物を調達する際などに、遺言執行者において自己契約をすることは禁止されるものと解されているが、前記のとおり、民法第1015条を削除することとすると、民法第108条の適用関係が不明確になるおそれがあることから、前記の見直しをする場合には、これと合わせて、民法第108条の規定を遺言執行者に準用することを明確にすることが考えられる。

その他、現行法上、遺言執行者の義務として、忠実義務や財産の分別管理義務等の規定はないところ、パブリックコメントにおいては、これらの義務を別途設ける意味があるとする意見があった。しかしながら、遺言執行者の職務は、単純な対抗要件の具備行為から取引行為等まで遺言の内容によって様々であるから、一律に忠実義務や財産の分別管理義務を課すことは相当ではないものと考えられ、本部会資料でも、この点に関する規律を設けることはしていない。

(2) 通知の範囲について

現行法上、遺言執行者が就職をした場合にはその旨を相続人に通知しなければならないとする規定はないが、相続人は、遺言執行者がいない場合には自ら遺贈等を履行する義務を負うことになるのに対し、遺言執行者がいる場合には、履行義務を負わないことになるなど、遺言執行者の有無について重大な利害関係を有することから、相続人保護の観点から、遺言執行者をして、相続人に通知する旨を定めることとした。

「1・③」の通知の範囲について、パブリックコメントでは、受遺者等にも通知すべきとする意見があったが、遺言執行者に通知義務を課す根拠について

前記のような整理をする場合には、履行義務のない受遺者は通知の対象とはならないものと考えられることから、本部会資料でも、この点を見直すことはしていない。なお、包括遺贈の場合には、包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有する（民法第990条）から、この者については通知すべき者に含まれるとするのが相当であるが、現行法上、相続人に関する規定が包括受遺者に適用される場合にもその根拠条文は民法第990条とされていることから、本規律においても、通知の相手方に包括受遺者を含める旨を明示することとはしていない。

また、パブリックコメントでは、相続人の所在不明の場合には通知義務を負わない旨を明記すべきであるとの意見があったが、このような場合に通知義務を履行する必要がないことは当然であると考えられ、通知義務を定める民法の他の規定（第354条、第385条等）においてもこの種の規定は設けられていないこと等を考慮して、この点に関する適用除外の規定を設けることとはしていない。

2 民法第1013条の見直しについて

(1) 乙案を採用した場合の規律の在り方

パブリックコメントにおいては、民法第1013条を見直すことについてはこれに賛成する意見が大勢を占め、見直しの方向性については、乙案に賛成する意見が多数を占めたところであり、第14回会議においても、乙案を基本として検討を進めることとされたところである。

ところで、現行法上、相続させる旨の遺言及び相続分を指定する遺言によって権利を取得することとされた相続人は、相続により、被相続人の死亡の時に直ちに権利を取得するものとされ、他方で、権利を取得できないこととされた相続人は、相続開始の時から、自らの法定相続分についても無権利者とされているが、この点については、前記「第2・1・①」の見直しをすることにより、遺言執行者がいない場合には、受益相続人以外の相続人も、第三者との関係では、なお処分権限を有することになる。

これに対し、中間試案の乙案を採用した場合には、遺言者が遺言執行者を指定していた場合には相続開始の時点から、遺言者が遺言執行者を指定していなかった場合には家庭裁判所により遺言執行者が選任された時から、相続人は、目的財産の処分権限がないことになる。

他方、乙案においては、取引の安全を図る観点から、善意の第三者を保護する規律を設けているが、仮に、第三者が善意であれば、それだけでその権利の取得を受益相続人等に対抗することができるとする、甲案を採用するよりも

かえって第三者が保護される場合が多くなり、遺言執行者がその職務の執行に支障を来すおそれがあるものと考えられる。すなわち、甲案を採用した場合には、第三者が悪意であっても保護されることになる反面、第三者は対抗要件を備えなければ、受益相続人等に権利の取得を対抗することができないのに対し、乙案を前提として前記のような考え方を採用すると、第三者は善意であれば対抗要件を備えなくても保護されることになる。そして、相続させる旨の遺言等があるにもかかわらず、受益相続人以外の相続人がその対象財産を処分する場合に、取引の相手方にその事情を知らせることは通常考えにくいから、前記のような規律を採用すると、第三者は善意の立証の負担はあるものの、甲案を採用する場合よりも保護される場合が多くなるものと考えられる。しかし、前記「第2・1・①」の見直しをすることにより、遺言執行者がいない場合には、対抗要件を備えない限り、受益相続人等は権利の取得を第三者に対抗することができないこととする以上、遺言執行者がある場合にも、同様に対抗要件を具備していることを保護の要件とすべきであり、それ以上の保護を与える必要はないものと考えられる。

そこで、遺言執行者の職務の円滑な執行を確保しつつ、善意の第三者を保護することにより取引の安全を図るという2つの要請の調和の観点から、第三者が善意であることによって治癒されるのは、「遺言執行者がある場合には、相続人に処分権限がないこと」に限定する必要があるものと考えられる。例えば、遺言者A、相続人がB、Cの2人の子である事案において、AがBに甲不動産を相続させる旨の遺言を作成し、Bを遺言執行者に指定していたにもかかわらず、相続開始後に、Cが第三者Dに甲不動産の持分を譲渡した場合を前提にすると、遺言執行者がいる以上、本来は、Cには甲不動産の処分権限がなく、Cからの譲受人であるDも権利を取得することができないことになるが、Dが善意である場合には、「Cに処分権限がないこと」が治癒され、法律上処分権限があったのと同様に取り扱われることになるが、それによっても、あくまで甲不動産の2分の1の持分について、A→B、C（Aの相続人）→Dの二重譲渡があったのと同様の状態が作出されるにすぎず、DがBに甲不動産の所有権の取得を対抗するためには別途登記を要することとするものである。

本部会資料では、このような趣旨をより明確にする趣旨で、①のただし書において、「ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができないものとする。」としている。

(2) 善意の内容について

パブリックコメントにおいては、本規律における「善意」の内容を明らかに

すべきであるとの意見が寄せられたほか、この善意の意義について、遺言の存否及び内容とする意見もあったが、前記(1)のとおり、この善意者保護規定によって治癒されるのが前主である相続人の無権限であるとする、善意の内容も、遺言執行者がいることを知らないことを意味することになるものと考えられる。

3 個別類型について

(1) 特定遺贈がされた場合（「2・(2)」）

この点については、パブリックコメントにおいても特段問題点は指摘されておらず、第14回部会においても、中間試案の考え方を要綱案に盛り込む方向で検討を行うことに特段の異論はなかったところであり、本部会資料においても、中間試案の考え方から変更はない。

(2) 遺産分割方法の指定がされた場合（「2・(2)・①, ②, ③」）

パブリックコメントでは、特定の財産について遺産分割方法の指定がされた場合に、遺言執行者にその目的財産の引渡しに関する権限を付与しないとする点については大方の理解が得られた。他方で、中間試案では、遺贈については、民法（債権関係）の改正に関する要綱における贈与の規律と同様、遺贈義務者が目的物の引渡義務を負うことを前提とする規律を設けることとしており、パブリックコメントでもこの点に賛成する意見が大勢を占めたところである。

これによれば、遺言執行者は、遺贈については目的物の引渡義務を負うことになるが、相続させる旨の遺言についてはその義務を負わないこととなるため、両者の整合性について検討する必要があるように思われる。

相続させる旨の遺言については、民法第908条にいう遺産分割方法を定めたものであると解するのが判例（最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁）であるが、遺産分割がされた場合の効果について、判例は、相続人間には、物権的効力しか生ぜず、個別に相続人間で合意しない限り、相続人間に債権債務関係は発生しない旨判示しているところである（最判平成元年2月9日民集43巻2号1頁判例解説6頁参照）。このように、遺産分割がされた場合については、判例上、遺贈の場合とは異なり、相続人間に債権債務関係が生じないとされていること等に鑑みれば、遺言執行者の権限に関する前記相違についても、このような実体法上の効果の違いから説明をすることが可能であるものと考えられ、中間試案のような規律を採用したとしても、理論的な不整合は生じないものと考えられる。

(3) 遺言執行者に権限行使を認める債権の範囲について

現行法上、遺言執行者に債権の行使権限を認める旨の規定はなく、行使権限が認められるかどうかは、個別の遺言の内容によることとされているが、遺言

書にこの点に関する記載がない場合の原則的な規律（任意規定）を設けることとする場合には、その範囲を的確かつ明確に定めることができるかが問題となる。

この点に関し、預貯金債権について相続させる旨の遺言がされた場合については、パブリックコメントにおいても、遺言執行者にその払戻しを受ける権限を認めることに異論はなかったが、他方で、遺言執行者にこのような権限を認めるべき債権は預貯金債権に限られず、その範囲を広げるべきであるとする意見が相当数寄せられたところである。また、投資信託については、基本契約に基づき生じた個別の金銭債権の払戻しを受ける権限を付与するだけでなく、基本契約の解約権限も認めるべきであるとする意見がある一方で、相場の状況によっては、遺言執行者がその判断で解約することに躊躇を覚える場合もあることから、遺言執行者に解約権限まで付与することについては慎重に検討すべきであるとする意見もあった。また、仮に、金融商品等について遺言執行者に解約等の権限を認めることが相当でないとする、基本契約に基づき発生した個別の金銭債権についても、場合によっては、これを払い戻すのか、あるいは新たな運用資金とするのかといった裁量的な判断を要する場合があります。考えられ、このような場合に遺言執行者の判断のみで払戻しを受けることを認めるのが相当といえるか疑問もあるところである。

このような状況の中、パブリックコメントにおいてもほぼ異論がない預貯金債権についての行使権限に関する規定を設けるとすると、その反対解釈がされ、現行の実務において遺言執行者が問題なく払戻しを受けている債権についても、その受領権限を否定する解釈がされるおそれがあるものと考えられ、パブリックコメントにおいてもその点について懸念が示されたところである。

他方、預貯金債権以外の債権を含め、遺言執行者に原則的な行使権限を認める範囲について規律を設ける場合には、債務者の二重払いのリスクを回避すべくその要件はできる限り明確なものにする必要があり、その要件の中に一定の価値判断が入る余地がある抽象的な要件が含まれるとすると、債務者としても、遺言執行者からその払戻しを求められた場合にこれに応じてよいかどうか的確に判断することが困難になるものと考えられる。また、前記のとおり、預貯金以外の金融商品の取扱いについては、パブリックコメントにおいて様々な意見が寄せられたところであり、一概に金融商品といっても種々の契約類型が存在すること等に鑑みると、これらの契約類型を網羅的に検討した上で、適切な要件を定めることは困難であるようにも思われる。

これらの事情を総合的に考慮すると、遺言執行者に債権についての行使権限

が認められるか否かについては、現行法と同様、解釈に委ねることとし、この点に関する規律を設けないとすることも考えられるように思われる。

この点についてどのように考えるか。

4 遺言執行者の復任権・選任・解任等について

(1) 遺言執行者の復任権について

現行法上、遺言執行者の復任権については、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができないとされているところ（民法第1016条本文）、本規律は、この復任権の範囲を広げ、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができるとするものである。パブリックコメントでは、これに賛成する意見が多数を占めたが、復任権については、遺言者が別段の意思を表明した場合には、これに従うとの規律を加えるべきとする意見や、復任権を行使した場合に委託された第三者の権限の範囲を明確にする規律を設けるべきであるとする意見があった。

まず、前者の意見については、遺言執行者は遺言者の意思に基づいて権限行使をすべき立場にあり、これは復任権の行使の場面でも異なるところはないと考えられ、遺言者が別段の意思を表明した場合には、これに従うべきであると考えられることから、本部会資料では、その旨を明らかにする規律を新たに設けることとした。

他方、後者の意見については、遺言執行者が復任権を行使して第三者に事務を委任する場合における遺言執行者と第三者との法律関係は、委任契約によって規律されるべきものであり、第三者の権限の範囲も委任契約の内容によるものと考えられるところであり、この点については通常の委任契約の場合と特段異なるところはないと考えられること等を考慮し、別途規律を設けることはしていない。

(2) 一部辞任及び一部権限喪失に関する規律を設ける必要性について

中間試案では、正当な事由がある場合に遺言執行者に任務の一部を辞任することを認め、また、受遺者又は相続人は、遺言執行者の権限を一部喪失させる旨の裁判を家庭裁判所に申し立てることができることとしていたが、このような考え方を提示したのは、主として、中間試案の「第3・2・(1)」において、相続分の指定や遺産分割方法の指定がされた場合にも、法定相続分を超える部分については対抗要件主義を採用することとしたことを踏まえ、遺言執行者が対抗要件具備行為に関する事務を懈怠ないし遅延することにより、受益相続人が不利益を受けることを防止することを理由とするものであった。

しかしながら、この点については、前記のとおり、受益相続人による単独で

の対抗要件具備を可能とする方策を設けることとするのであれば、その必要性は相当程度低減するものと考えられる。

この点の見直しについては、パブリックコメントにおいても、反対意見は少数であったものの、遺言執行者の権限の範囲が不明確となり、取引の安全を害するおそれがあるとの指摘がされたほか、権限の一部喪失を求める申立てが濫用的にされるおそれがあることを懸念する意見等が寄せられたところである。

本部会資料では、これらの点を考慮して、この点に関する規律を削除することとしているが、この点についてどのように考えるか。

(3) 遺言執行者の選任又は解任の申立権者について

現行法上、遺言執行者の選任又は解任の申立権者は利害関係人とされており、この利害関係人には、受遺者や相続人のほか、相続債権者、受遺者又は相続人の債権者等も含まれると解されているが、中間試案では、遺言執行者の選任又は解任の申立権者を遺言執行者の任務について直接の利害関係を有する受遺者及び相続人に限定する考え方を提示したところである。この点については、パブリックコメントにおいても、現行法の申立権者の範囲を限定する必要はなく、利害関係人にもこれを認めるべきであるとする意見が相当数寄せられたところであり、明示的に申立権者の範囲を限定する必要性等に言及するなどして、これに積極的に賛成する意見はむしろ少なかった。

本部会資料では、これらの点を考慮して、遺言執行者の選任又は解任の申立権者については見直しをすることとはせず、現行法と同様、利害関係人全般に認めることとしているが、この点についてどのように考えるか。